

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 規 制 発 第 2 0 5 号

佐 本 交 指 発 第 2 0 3 号

令 和 5 年 1 1 月 2 1 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

有 効	令和16年3月31日まで
規制調査係	
信号係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

持続可能な交通規制の推進について（通達）

日本社会は、質・量共に大きな変革の中にあり、その影響は様々な分野に及んでいるところ、道路交通分野もその例外ではなく、これまでに行ってきた方法を漫然と踏襲するのではなく、交通規制の実施や交通安全施設等の設置に係る状況を不断かつ果敢に見直すことが必要である。例えば、急速に進む人口減少によって人口動態が大きく変化した地域においては、その変化を踏まえた交通規制等の見直しが必要であるし、特定小型原動機付自転車や自動運転車両等の新たなモビリティの出現にも対応する必要もある。

加えて、厳しい財政状況の中で、将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を今後も継続するためには、必要な予算を確保するためのあらゆる取組を引き続き進めることは当然であるが、それに加えて、中長期的視点に立ったストックの適切な管理を強力に推進し、抜本的なコストの合理化が必要不可欠である。

そうした中で、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するという交通警察の使命を継続的に果たすためには、

- 実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直し
- コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性が低下した交通規制そのものの改廃

を強力かつ持続的に推進することが必要不可欠である。

この点、これまでも「信号機の設置の合理化等の更なる推進について（通達）」（令和2年1月31日付け佐本規制発第15号）、「より合理的な交通規制の推進について」（令和2年4月13日付け佐本規制発第70号ほか）（以下「旧通達」という。）において、交通実態に適合した交通規制の推進等を図る取組を実施してきたところであり、当該取組は一定の成果を上げているとは認められるものの、上記のような持続的な交通規制業務を推進するためには、これまでの取組を漫然と進めるのでは不十分であり、取組を抜本的に改めていく必要がある。

各位にあっては、こうした意識を念頭に置き、下記のとおり、管轄区域内の道路について交通実態を調査・分析し、当該道路における交通規制の実施及び交通安全施設等の設置に係る合理性を点検した上で、交通実態に即した交通規制の実施等を強力に推進されたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

1 交通実態に即した交通規制の実施

交通実態に見合わない交通規制の遵守の徹底を図ることは困難であるところ、道路交通環境の変化等に合わせて随時、交通規制の見直し・更新をしていく必要がある。この点、例えば、最高速度規制について、実勢速度と規制速度に大きな乖離が生じており、当該規制速度を維持する必要性が認められない場合には、当該最高速度規制の変更を検討することが必要である。

そこで、現場の交通実態に適合しなくなっていると認められた交通規制に分析結果を踏まえ、その改廃等の必要な措置を執ること。

なお、交通規制の改廃等に当たっては、地域住民等に対して交通規制を見直す理由を丁寧に説明し、理解を得るように努める必要があるものの、交通規制の不断の見直しは、地域住民等からの明確な同意を得ることができないという理由のみによって安易に断念すべきものではない。交通管理上必要であると認められる場合には、必要な説明は尽くした上で、その改廃等の措置を積極的に検討すること。

2 交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の設置

交通安全施設等は、長年にわたる量的規模の拡大等により、更新が老朽化に追いついていない状況にあり、例えば、県内の更新基準を超えた信号制御機の割合は令和4年度末現在で約34パーセントと年々増加している状況にある。このような交通安全施設等の老朽化によって、倒壊等による道路上の危険が生じるおそれがあるほか、視認性への影響によって交通の安全が脅かされる懸念もある。

この点、国、地方共に財政状況が厳しい中、既存の交通安全施設等を漫然と全

て維持するのではなく、限られた予算等の資源を重要性・必要性に応じて最適な形で配分することが重要である。

例えば、

- 同一内容の道路標識が重複して設置されており、その必要性が低下している場合の当該道路標識の撤去
- 現場の交通実態に鑑み、必要性が低下していると認められた交通規制の改廃と併せた交通安全施設等の撤去

といった措置を執ることにより、設置の合理化を図ること。

また、これに併せて、高耐久性素材の利活用による長寿命化等の取組も推進し、維持管理に要する費用の合理化を図ること。

3 交通実態の調査・分析

前記1及び2の取組を推進するため、管轄区域内の道路について、不断の交通実態の把握に努めること。

4 緊密な連携

本通達に基づく取組を着実に推進するためには、交通規制担当部門、交通指導担当部門等の知見を効果的に集約することが必要であることから、警察署において関係部門と緊密な連携を図ること。

5 表彰等

本通達に基づく取組について、その手段や方法等が効果的であり、かつ、県内の模範的な取組と考えられるものについては、交通規制課に申報すること。

なお、その取組の功労に応じて、個人に対し各種表彰を行う。

6 その他

本通達に係る細目的事項については、別途発出する通達により指示する。